

第2期岐阜市地域福祉計画の 進捗状況について

平成21年10月26日

岐阜市福祉部福祉政策課

1. 第2期計画の概要

計画の位置付け/構成と個別計画との関係

2. 基礎データの推移

人口・世帯データ

※第2期計画が「目指すべき方向性」を再確認するために

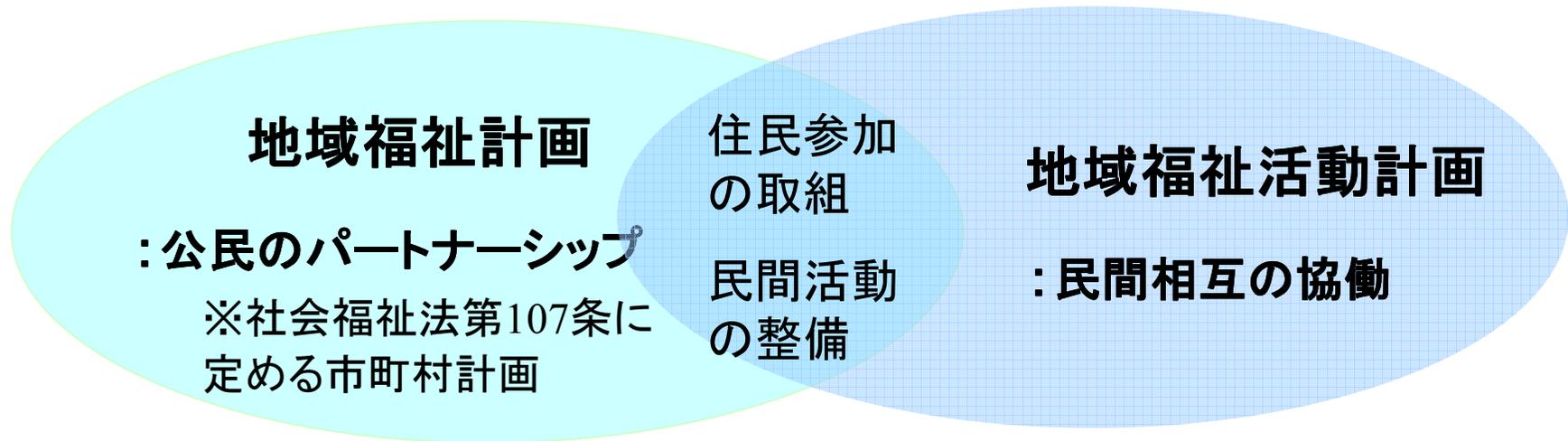
3. 「重点施策」に基づく事業展開

1. 第2期計画の概要

- ・ 計画の位置付け
- ・ 構成と個別計画との関係

第2期岐阜市地域福祉計画の位置付け①

➤ 地域福祉計画（市）と地域福祉“活動”計画（社協）の関係



➤ 策定時期・計画期間の関係

第2期 計画(市)

第2次 活動計画(社協)



第2期岐阜市地域福祉計画の位置付け②

➤岐阜市庁内においては福祉・保健分野のマスタートープラン

岐阜市総合計画（ぎふ躍動プラン・21）

福祉・保健分野の具体化

岐阜市地域福祉計画

（地域福祉の基本的な理念の共有）

高齢者福祉計画

障害者計画・
障害福祉計画

次世代育成支援
対策行動計画

ぎふ市民健康
基本計画

その他関連計画
（防災計画福祉の
まちづくり等）

地域福祉活動計画
〔社会福祉協議会
による計画〕

地域住民等の参加（参画・協働）

岐阜市住民自治基本条例・協働型市政運営行動計画

第2期岐阜市地域福祉計画の構成と個別計画との関係

高齢者福祉計画	障害福祉計画等	次世代育成支援対策行動計画	ぎふ市民健康基本計画	地域福祉活動計画
---------	---------	---------------	------------	----------

1 市民活動やボランティア活動の活性化

(1)活動の拠点・コーディネート機能の充実強化	1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実 2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置 3) ボランティアの受け手と担い手の調整機能の充実
(2)情報交流機能の充実	1) 市民活動・ボランティア間の情報交流の充実 2) 各地域での活動の情報交流の充実
(3)地域の福祉活動との連携	1) 社会貢献型活動への展開の推進 2) 自主的学習から自主的活動への展開の推進 (重点施策①)

				○
				○
				○
				○
				○
				○

2 助け合いによる住みよい地域の創造

(1)地域での様々な交流の推進	1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進 2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流の推進 3) 地域での活動団体間の交流の推進
(2)子育てや介護の社会化の推進	1) 子育てに不安を感じる親への援助 2) 高齢者の孤立化の防止
(3)地域の教育力の向上	1) 家庭の教育力の向上 2) 地域の教育力の向上 (重点施策①) 3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進 (重点施策①)
(4)地域活動団体を通じた助け合い	1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり 2) 自主防災活動の推進 (重点施策②) 3) 地域防犯、交通安全運動の実施

○			○	○
○	○	○	○	○
				○
		○	○	○
○		○	○	○
○	○	○		○
		○		○

3 福祉のまちづくりの推進

(1)バリアフリーのまちづくり	1) まちなかのバリアフリーの推進 2) 交通のバリアフリーの推進 3) 心のバリアフリーの推進 4) バリアフリー推進の仕組みづくり
(2)高齢者や障がい者のある人が安心して暮らせる住まいづくり	1) 高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給 2) 高齢者・障がいのある人が快適に生活できる住宅の改善・整備
(3)就労の支援	1) 高齢者の就労支援 2) 障がいのある人の就労支援
(4)福祉サービスの基盤整備	1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進

	○			
	○			
	○	○		
○	○			
○	○			
○				
	○			
○	○	○		

4 地域福祉の推進のための仕組みづくり

(1)地域福祉に対する行政支援	1) 地域の総合窓口の整備 2) 行政と住民との役割分担による支援 3) 地域における組織的な福祉活動の支援 4) 福祉に関連する事業の育成
(2)地域福祉活動のための支援	1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり (重点施策③④) 2) 地域住民の誰もが地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり
(3)総合的な支援サービス提供	1) サービス提供のネットワークづくり 2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり 3) 権利擁護の仕組みづくり

2. 基礎データの推移

人口・世帯 統計

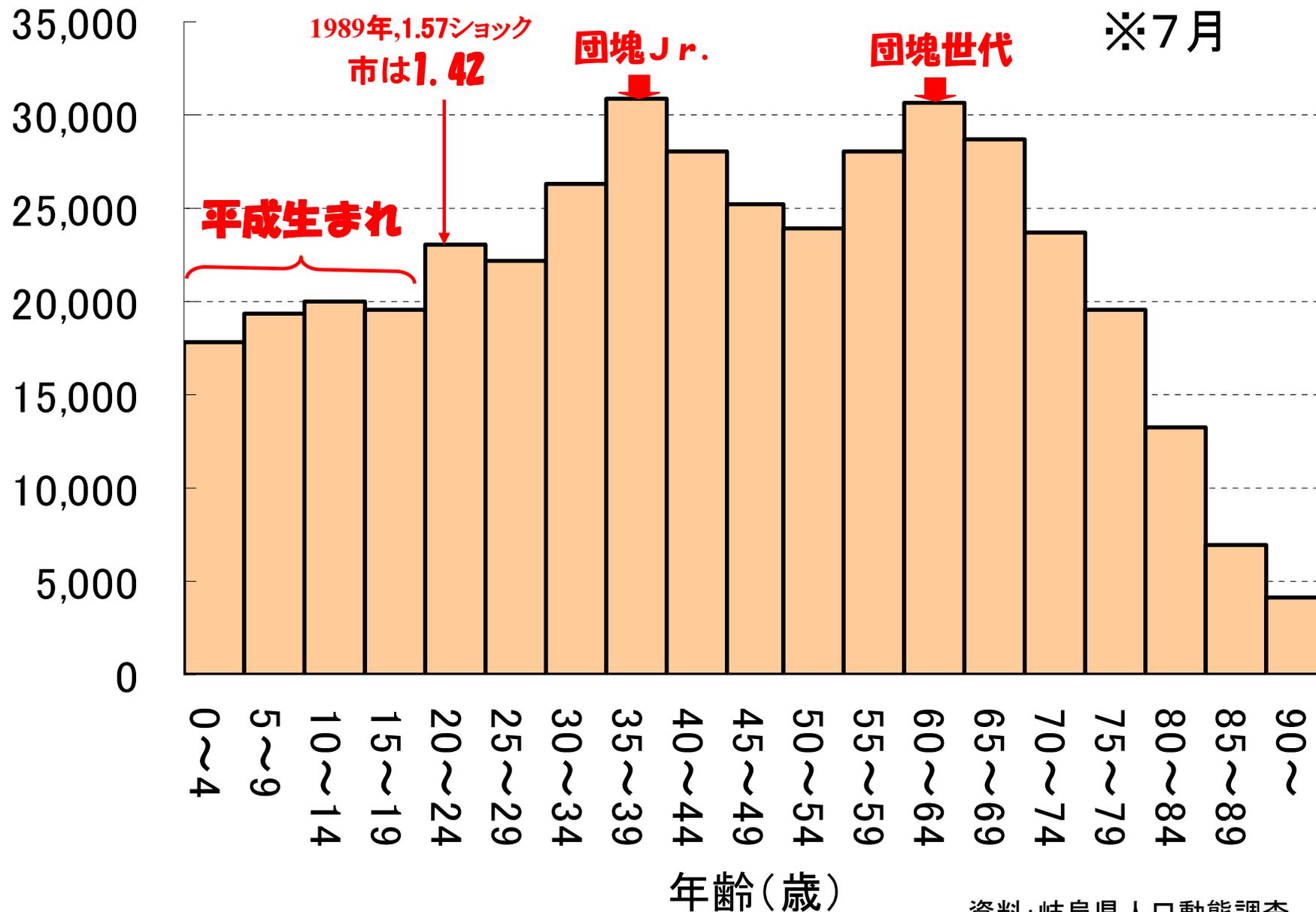
※第2期計画の「目指すべき方向性」を再確認するために

人口(人)

岐阜市の人口構成(5歳区分)

2009(H21)年

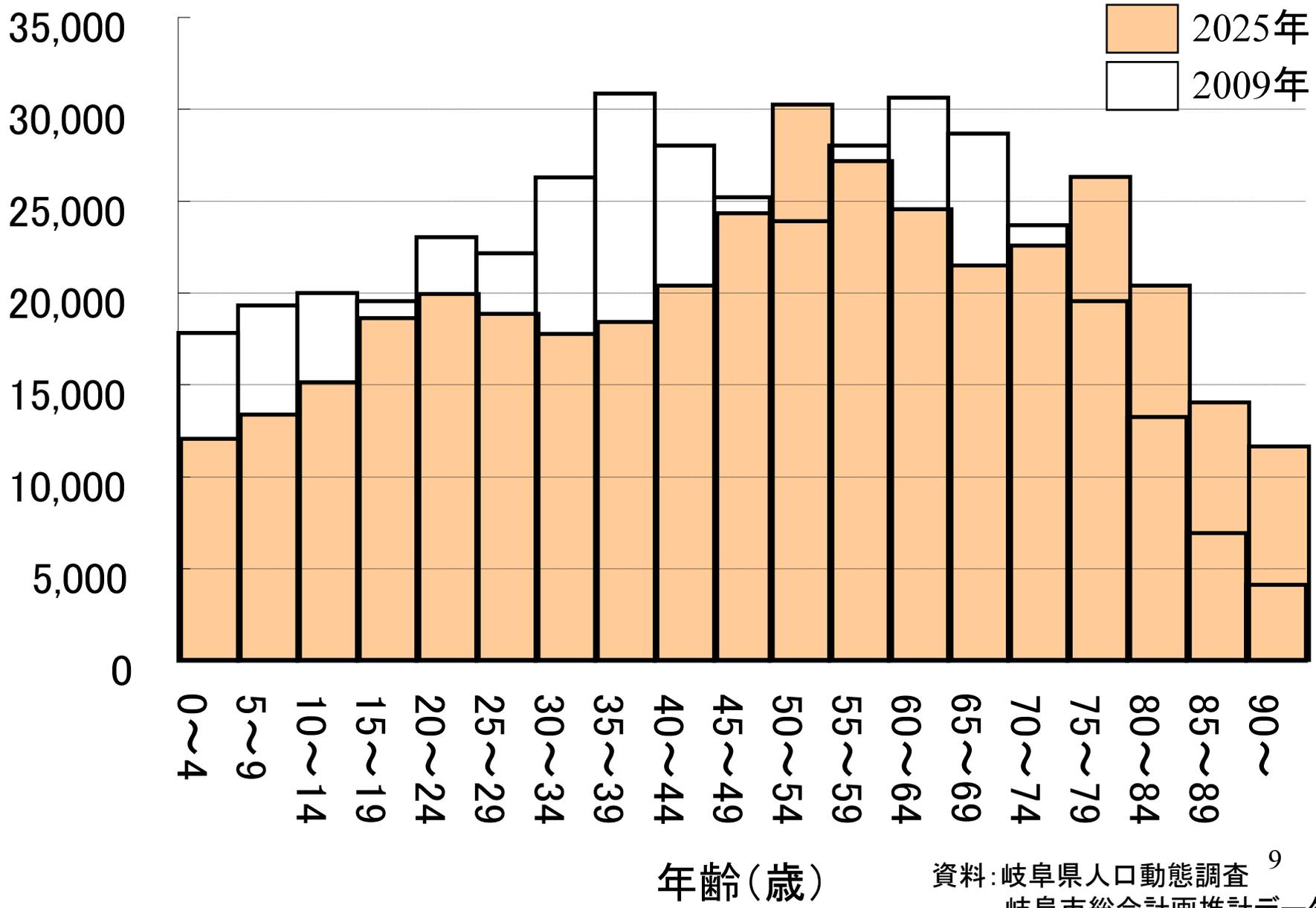
※7月



資料:岐阜県人口動態調査

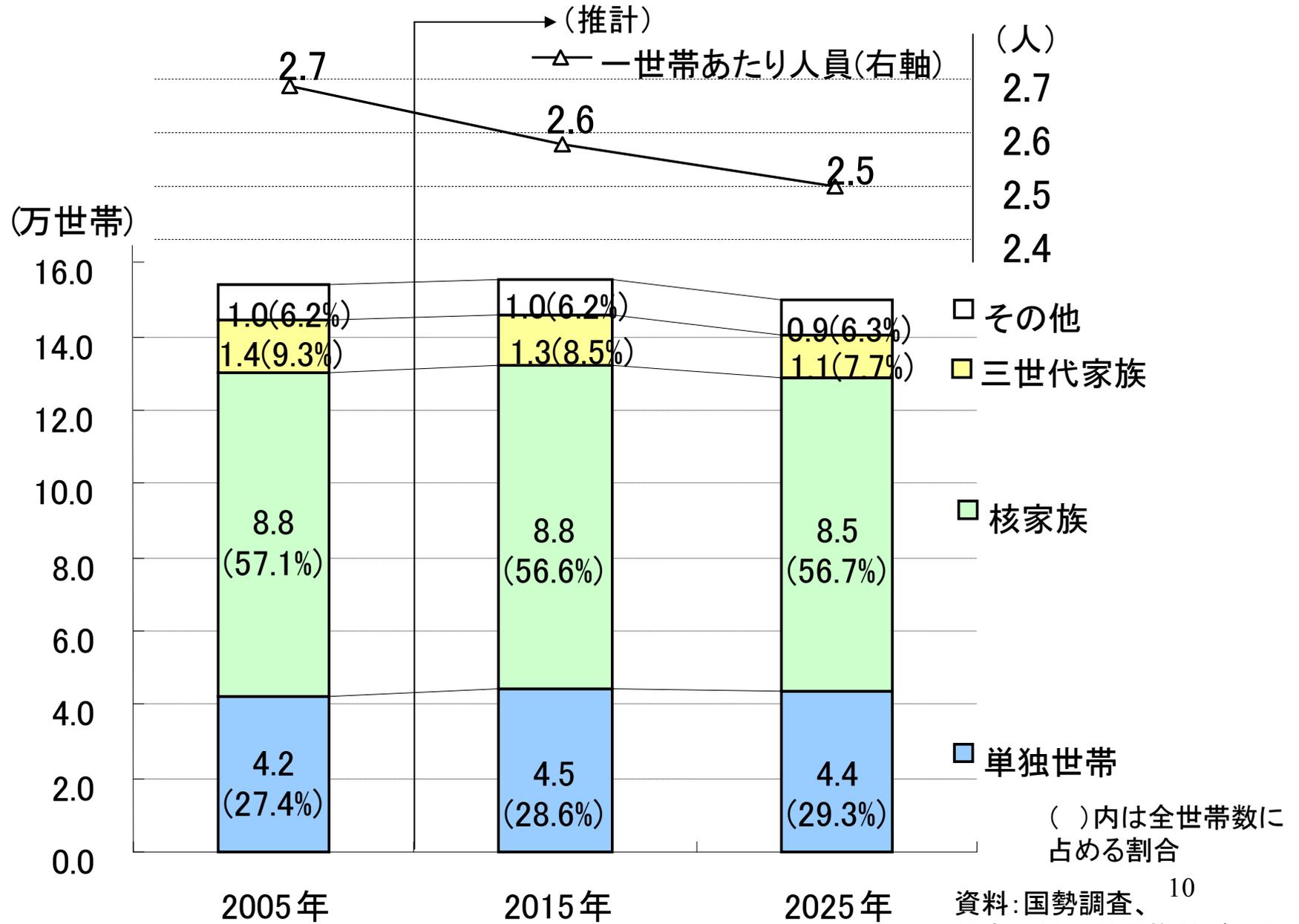
人口(人)

岐阜市の人口構成(5歳区分) 2025(H32)年



資料:岐阜県人口動態調査⁹
岐阜市総合計画推計データ

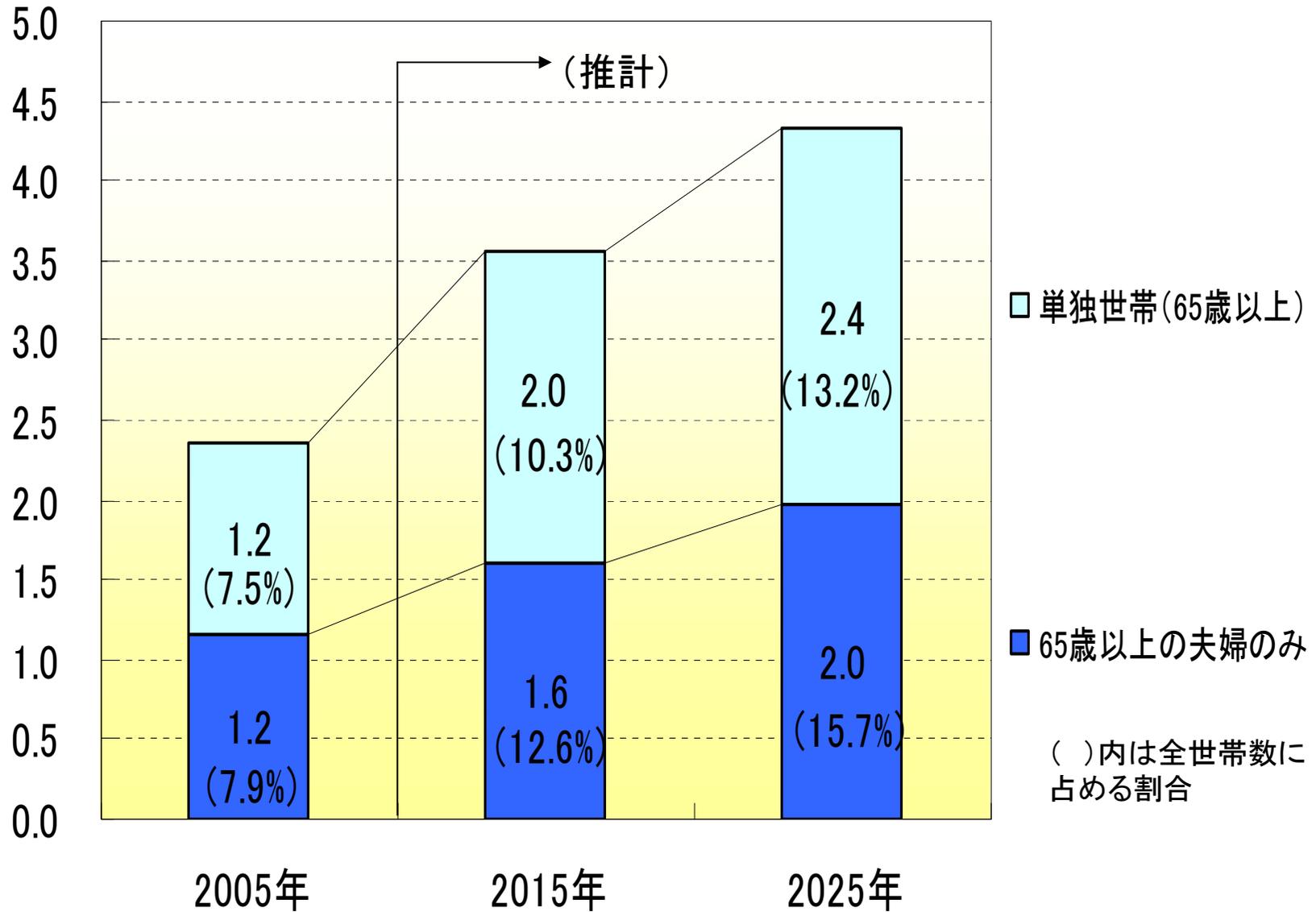
類型別世帯数及び一世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査、¹⁰ 岐阜市総合計画推計データ

高齢者のみの世帯（単身・夫婦）

(万世帯)



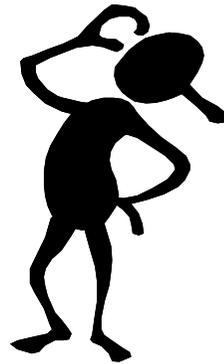
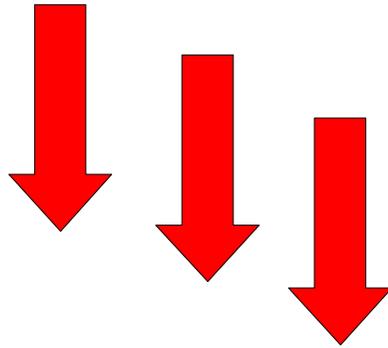
□ 単独世帯(65歳以上)

■ 65歳以上の夫婦のみ

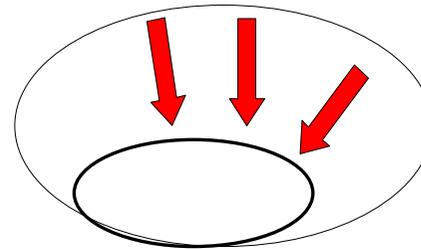
()内は全世帯数に占める割合

“超”少子・高齢化の進行

地域において、福祉課題が増大



- ・家族機能の弱体化
- ・行政の財源は縮小



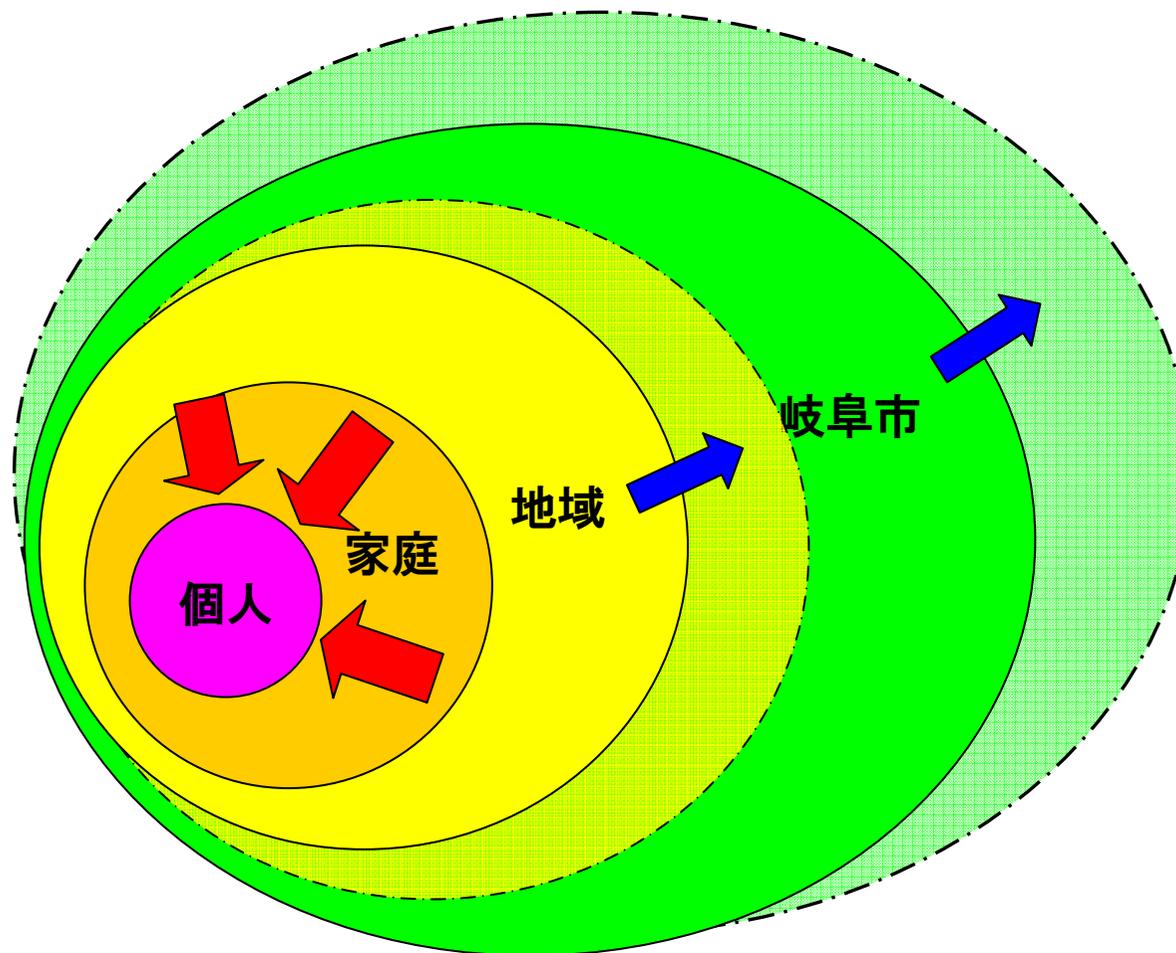
社会的背景



「地域における助け合い」を重視
「市民と行政による協働のまちづくり」の実践

基本理念

「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造」



3. 「重点施策」に基づく事業展開

第2期岐阜市地域福祉計画の重点施策

➤ 「地域住民のニーズが高く、緊急性が高い」もの（計画書P8）

①福祉意識の向上

②地域における災害時要援護者支援対策

③ 地域に根付いた拠点づくり

④地域福祉活動を行う各種団体の連携

重点施策① 福祉意識の向上（地域福祉活動の核となる人の育成）

➤ **生活・介護支援サポーター養成事業**

今秋にスタート

○養成者数（目標）

・H21年度 50名

○事業の目的

- ・高齢者の個別の生活ニーズ※に応える仕組みづくり
- ・地域住民の主体性に基づく新たな住民参加サービス※の担い手の養成

※例 日常生活の支援、困りごと相談、防犯・防災への注意喚起、サロン活動の運営など

○事業の背景

・高齢化の進行、家族機能の弱体化

※10年後には約2割が75歳超、約1.5割が独居



・公的なサービスでは対応しきれないニーズが増大

- ・効率性や公的に対応すべきかについて、判断が分かれるもの
- ・身近に生活している者にしか見えないもの
- ・身近な者でないと満たせないもの

・たとえば。。。

ごみ出し、布団干し、電球の取り替え、散歩の同行、草引き
話し相手、etc.

- ・次のステップとして。。。

Step2.

- ・サポーター(第1期生)の活動指針確立
- ・サポーターの存在を地域住民へ広報・周知
- ・モデル地区における試行

Step3.

- ・活動モデルの確立
- ・モデル地区以外への拡大

重点施策②

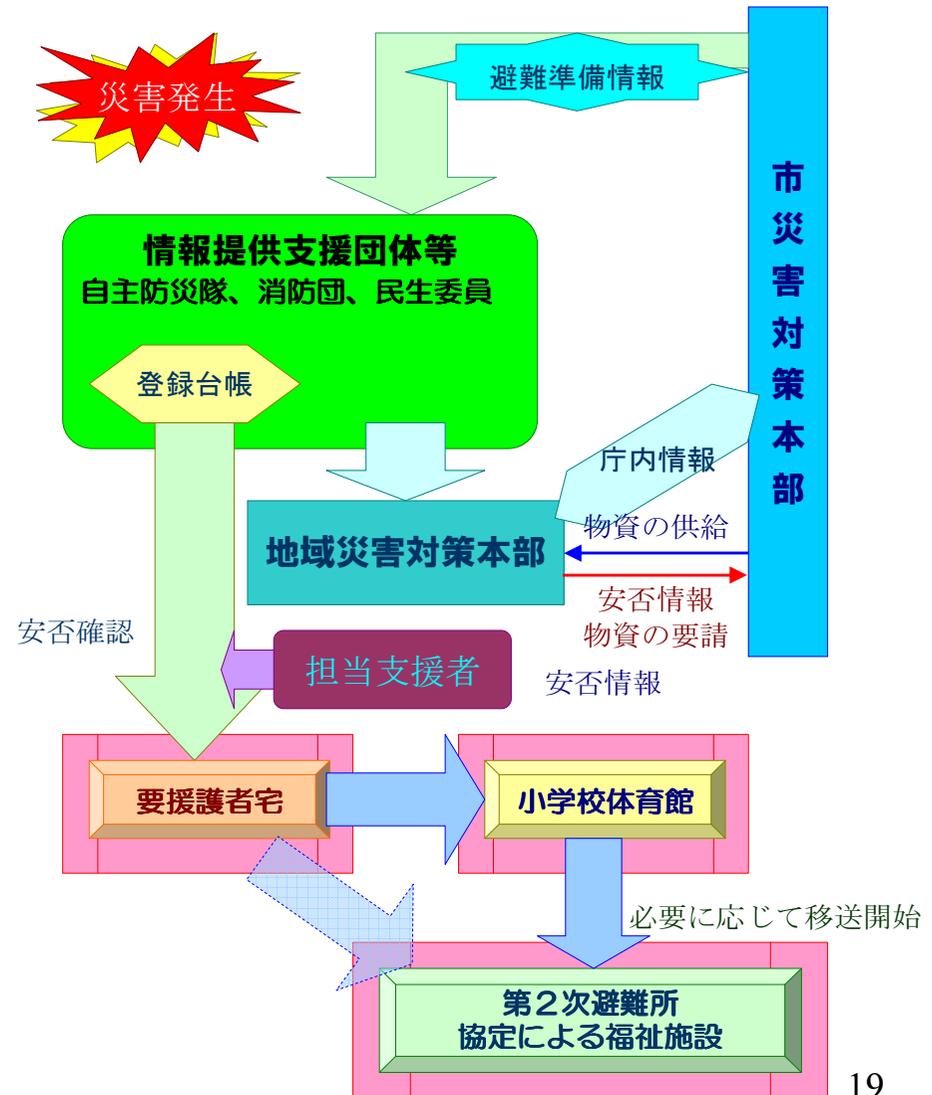
地域における災害時要援護者支援対策

今年度から
本格実施

「情報の受信・判断、避難など
困難を有する者」

①高齢者	一人暮らし・高齢者世帯65歳以上、寝たきり、認知症
②身体障がい者	身体障害手帳1級・2級
③知的障がい者	療育手帳A・A1・A2
④要介護認定者	要介護度3・4・5

- ・自主防災隊、消防団、民生委員と情報共有
- ・地域の実情に応じた共助による支援体制の確立



「岐阜市災害時要援護者支援対策マニュアル」では。。。

- 災害時要援護者支援班、同支援係、同協議会の設置
- 災害時要援護者台帳の作成と管理、行政外部の団体（自主防災隊、消防団、民生委員）との情報共有

※H19～ 個人情報審議会

H20 「同意方式」で登録開始、57%の方が登録

(以下は今後の課題)

- 
- 地域での支援体制づくり、意識づくり

※地域ごとの支援組織、行動マニュアルなど

- マンパワー体制づくり、受け入れ体制づくり

※ボランティア、福祉避難所など

重点施策③ 地域に根付いた拠点づくり

➤ 補助制度の創設

※県・市社協とともに地域(社協支部)を支援

検討中

○岐阜県福祉コミュニティ推進支援(補助)事業との協調

・対象事業...市町村社協が作成する「コーディネート計画書」事業

助け合い(生活支援)活動
要支援者福祉マップづくり(災害時の避難支援)
見守りネットワーク活動
,etc.

・補助金額 対象経費(上限100万円)の1/2

・対象経費 人件費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、備品購入費など

➤ **県制度をベースに、本市独自の制度を検討**

- ・補助金金額の充実と市独自の視点の導入
- ・「重点施策」の推進
- ・まちづくり協議会との連携促進

重点施策④ 地域福祉活動を行う各種団体の連携

▶ 地域力創生事業

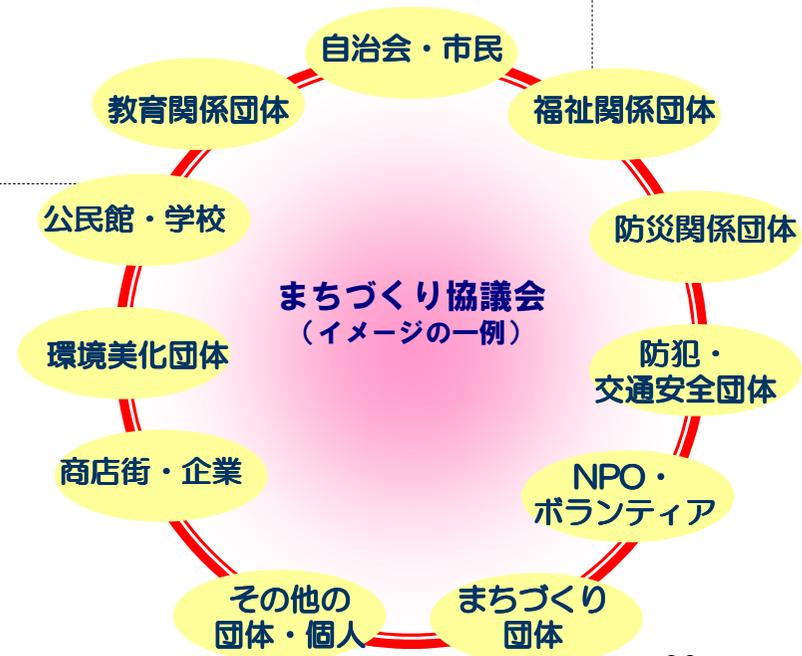
継続実施

※「まちづくり協議会」の創設・運営支援

- ・地区(社協支部)レベルで設置
- ・「岐阜市住民自治基本条例」に定める地域コミュニティへの支援モデル
- ・H16からモデル事業としてスタート
※現在は13地区(50地区中)で設立

※まちづくり協議会を創設するメリット

- ・より大きな活動
- ・より幅広い連携
- ・新たな「担い手」の獲得



○地域力創生事業の概要

- ・まちづくり活動の話し合いの場への講師派遣

- ・まちづくり協議会の設置・運営支援(初年度)

 - ※10万円(事業費の2/3)

- ・まちづくり協議会の活動支援(次年度以降)

 - ※30万円(事業費の2/3)